

ベルギー・フランス農業事情管見 —第39回欧州農業事情視察団に参加して—



福島大学経済経営学類教授 飯島 充男

ヨーロッパ、とくにフランスの農業については、ヨーロッパ連合（EU）農業の中核でありながら、私自身一度も見聞する機会がありませんでした。担当している科目「農業経済論」でもEUの共通農業政策（CAP；Common Agricultural Policy）は重要事項なので、いま行われているその見直しの背景を感じるために、また学生に見せる農村景観の写真撮影も大きな目的として視察団に参加しました。

平成23年11月12日（土）、成田空港で参加者11人の結団式の後、12時45分発エールフランス機で一路パリに向かいます。13時間をかけて、現地時間で当日17時15分にパリ・シャルルドゴール空港に到着。フランス自慢の高速鉄道TGVに乗り込み、パリからベルギーの首都そしていまやヨーロッパの首都ブリュッセルに夜9時に到着しました。

〈ベルギー・ブリュッセル市郊外の酪農家 ワートルホフ農場〉

翌日（日曜）午前はEU本部や世界遺産グラン・プラザ等の見学の後、午後にはブリュッセル中心部から車で30分ほどのガースベーク地区のワートルホフ農場を訪ねました。経営主は41歳のコーエン・ミュレ



写真1 自家製飼料（大麦と牧草のサイレージ）を紹介するコーエンさん



写真2 ワートルホフ農場と牧草をはむホルスタイン牛

ン氏（写真1）で、妻の実家の経営を継いでいます（注1）。経営の柱は酪農（写真2）ですが、詳細にみれば3本で、第1の柱は搾乳牛60頭の酪農、第2は85haの農地に栽培する砂糖ダイコン、トウモロコシなど

の作物栽培で、ビートなどの販売の他、乳牛の自給飼料にもしています。第3は主として自家製乳を加工販売するショップ・直売店です。全体の販売額は50万ユーロ（1ユーロ100円換算で5千万円）で、とくにショップ直売は18年前に始めて以来徐々に発展してきましたが、5年前にショップを改装して売り上げが一挙に50%増加し、その後年に10%ずつ増加しているそうです。

労働力は6名で、41歳の経営主は酪農と作物栽培を主として担当し、妻はもっぱら直売店、父は畑で、母は家事（「これも重要」とコメント）、他にチーズとヨーグルト製造で2名雇用しています。訪問当日は日曜日でしたが、ショップでは奥さんの他、中学生のコーエンさんの娘さんそして3名の若い女性が売り場に立っていました。ここでは、自家製のチーズ、ヨーグルト販売が中心（写真3）でしたが、自家製のリンゴ、洋ナシなどの果実、レタス、芽キャベツ、ズッキーニなどの野菜（写真4）、ジェラート、クッキー、アップルジュースなどの食品なども販売していて、日曜日でもあり客はひっきりなしです。

酪農で経営が成り立つためにはベルギー



写真3 お洒落な雰囲気ショップと自家製ケーキやヨーグルト



写真4 ショップに並ぶ自家製のリンゴやナシ、野菜

でも一般に100haないと難しいが、コーエンさんの場合ショップがあるので収益をカバーしているとのことで、直売店は利益が上がっているが、酪農の方は良かったり悪かったりだといいます。

85haの畑には、砂糖ダイコン5ha、小麦18ha、ジャガイモ1ha、トウモロコシ28haを作付けし、残りは牧草（差し引き計算すると33ha）を作付けしています。砂糖ダイコンやトウモロコシ、牧草の刈り取り作業はコントラクターに委託して、機械の過剰投資を避けています（作業計画は砂糖ダイコン加工工場で差配とのこと）。また、牛の飼料として、トウモロコシと牧草とを混入したサイレージなどを自家用飼料として作っていて、大豆粕を一部購入する他は自給がほぼできているとのことでした。この自給飼料基盤の確かさは日本の酪農と異なるところでしょう。

1頭当たりの乳量は1万リットルで、搾乳牛は60頭なので合計60万リットル。うち2割は自家加工で直売店販売だが、8割は乳業工場への販売で、100リットル当たり23.5ユーロなので乳業会社への販売分だけで11万2,800ユーロ（1ユーロ100円換算で

約1,130万円)となる。この乳価では採算はとんとんだとのこと(1リットル当たりの乳価は、日本円で24円程度だが、現在乳価の低下は著しく、ベルギーだけでなくフランスでも問題になっていました)。またEU全体で行われていた乳量割り当て制(クォーター制:牛乳の生産調整)があると3年で廃止される予定だが、そうなると大規模な農場は良いが自分のような小さな農場は大変になるかもしれないとも見えています。

なお、新たに導入した自動搾乳機械も見学しましたが、牛はストレスなく自由に搾乳してもらえるので、次の牛も待機している状態。搾乳だけでなく乳首の消毒も自動で行い、作業時間は圧倒的に軽減できて、その他の作業や経営管理に自分の力を振り向けることができるようになりました。

ワートルホフ農場のように、搾乳牛60頭ほどの経営で家族の生活が十分に成り立っているのは①85haの自家飼料基盤とともに、②なんとといってもベルギーの首都ブリュッセルから30分ほどの距離にある好立地を活かした直売事業が寄与するところ大で、③さらに家族経営の良さ強さ、つまり妻がショップに全面的に責任を持ち、妻の両親など家族がそれぞれの役割を果たしている家族サイズの経営生活体の良さが発揮されている、と感じた次第です。

〈EUの共通農業政策の見直し〉

ヨーロッパ連合(EU)の農業政策は、加盟27カ国で共通に講じられているものでCAPと略称されています(写真5)。1962年に域内農業の保護と発展のために導入さ



写真5 EUの行政執行機関である欧州委員会のビル。経済危機の最中ですが、「さらに強いヨーロッパ経済運営を目指して」とあります。

れ、①域外農産物に課徴金を付けて高い域内農産物価格とバランスをとる、②域内農産物を価格支持(作目別に支持価格を定め、市場価格がそれを下回った際に買い支えを実施)して農家収入を確保する、③域内農産物に輸出補助金を付けて低い国際価格に対応する、の3施策が行われました。しかし、こうした価格支持の仕組みは、「牛乳の海、バター mountain」といった農産物過剰につながり、財政負担が高まりました。また、輸出補助金はアメリカとの間で小麦市場の奪い合いとなり、これらの背景のもと、1986年に始まるガット・ウルグアイ・ラウンドで農業保護政策のあり方が大きな交渉議題となったことはよく知られています。

EUは、その対応として1992年にCAPの大きな改革を行い、さらに見直しを連続的に進めています。今回訪問したEU日本政府代表部の依田學参事官の説明さらには日本の農水省のホームページ等によれば、まず1992年改革は、①市場介入が行われる支持価格の引き下げ、②それによる農家所得減少分に対する代償措置として直接支払を

本格的に導入しました。

さらに2003年改革では、世界貿易機関(WTO)の農業交渉に関して、AMS(助成合計量；WTO農業協定において、削減対象とされている国内支持の総額)の削減や「青の政策」に位置づけられている直接支払を「緑の政策」(注2)にシフトする必要があるとして、①小麦、牛肉、コメ、酪農等を対象に、直接支払と各農産物の生産要素との切り離し(デカップリング)の段階的实施で、生産量等に関わりなく農地として保全すれば支払うといった形態に変更、②大規模農家は自前で経営できるので、支払上限額(5,000ユーロ以上の受給者)を設定して直接支払を段階的に削減(モジュレーション)、③その削減分を農村開発に振り向け、対象分野として従来の条件不利地、植林、早期離農対策に加え、農産物の品質向上、食品安全、動物愛護の分野を新たに追加し、農産物の地理的表示の強化(例えば“パルマハム”が登録されると商標権よりも強く、同じ製法で作ってはいけなくなるという)や有機農業の振興、食品安全基準の強化等を促進していく、としました。

2008年ヘルスチェックは、2003年改革のフォローアップですが、①デカップリングの一層の推進、②供給管理策としての休耕制度の廃止、③酪農品の生産割当量を毎年漸増し、2015年に制度を廃止(いわゆるクォーター制度の廃止)、④モジュレーションの拡大、⑤直接支払予算の農村開発予算への振り向けにより、新たな政策課題(気候変動への対応と再生可能燃料の活用推進、水資源の持続的活用、生物多様性保護

等の環境政策・エネルギー政策課題が中心)に対応する、等が掲げられ推進されています。

このようにEUの共通農業政策改革は、直接支払の支払条件を変更して「青の政策」からWTOの許容する「緑の政策」に区分される支払へ移行させるとともに、農村開発政策分野の拡充に努めています。ところで、この「緑の政策」となるには、生産品目、生産量、価格、要素使用などの生産に関連付けられていないものでなければならず、生産調整の廃止で生産物の需給均衡は市場メカニズムに委ねられてしまいます(注3)。現在EUはこの路線を直線的に追及しているように見えますが、2013年以降の農政改革(「ポスト2013年改革」)に向けた議論はどのように帰趨するのでしょうか。農水省農林水産政策研究所の増田敏明氏によれば、欧州事務局自身から、直接支払を縮小するスピードの違いによる選択として、3つの選択、シナリオ1「現行政策フレームの維持と緩やかな変更」、シナリオ2「政策目標、農家、加盟国の間のバランスのとれた主要な政策の点検」、シナリオ3「収入支持、市場措置の段階的廃止と環境、気候変化の措置への集中」、が提示されています。このあたりの事情もできれば今回の視察で了知したいところでした。

この点についてEU日本政府代表部依田學参事官は、以下のように語っていました。

EUは全体として、第1の柱である「価格・所得支持(直接支払、市場管理)」についていえば、価格補償政策から直接支払政策への移行、そして直接支払政策もより市場介入的でない方向に変えよう

としているが、「例えば牛乳での生産割当制（クォーター制度）の廃止など本当に断行できると考えているのか。たしかにニュージーランドなどはEUの直接支払政策に注視してWTOの場で提起してきたが、EUへの外圧がそれほど強いとも思われない。こうした政策方向にEUの農業団体などは本当に賛成しているのか、我々としてもその動向に注目している。

また、第2の柱である農村開発政策についていえば、農業生産そのものからむしろ撤退して、耕作放棄地を奨励し生物多様性を守るといった、いわゆる「グリーン化」の考え方が強まっていて、日本の農水省としてはその点を懸念している、といいます。マグロ漁業の禁止にみられるように漁業も「海洋生物資源を収奪する悪い産業」であるとする考えと同じく、「農業生産そのもの、むしろ環境破壊的な側面の問題があって、抑制すべき産業である」とするような議論が横行するとなれば、食料の安全保障などの本来の話と違ってくるのでそれに与することはできない、とするのが日本農水省の立場であるとのことでした。

さらに現時点でのEUの農業戦略として、アジアを含めた世界への農産物輸出の強化を強く意識していることを強調していました。「農林業の競争力」強化として、パルマハムやパルメザンチーズ等のEU地域ブランドを明確にして「高品質食品の製造」を進め、世界に市場を確保しようとする戦略です。日本の戦略としても注目に値する動向だと感じました（注4）。

〈EU農業団体COPA-COGECA訪問〉

EU日本政府代表部での説明をうかがった後、同じくブリュッセル市内にある農業団体のCOPA-COGECAを訪問し、フィンランド出身のテソネ事務局長から説明をうかがいました。

この団体はEUにおける農民団体と農協の声を代表する組織で、COPA (Committee of Professional Agricultural Organizations) は57のEUの農民団体を糾合し、2,800万人の農民が結集しているそうです。また、COGECA (General Confederation of Agricultural Cooperatives in the European Union) はEU農協連合というべき組織で、各国の31の農協連合組織を結集して3万8千の単位農協組織があり、漁業、林業の協同組合も参加しています。

両者は共同の事務局組織で運営されていて、事務局は50名の規模を持ち、うち15名は通訳で6カ国言語が使われています。COGECAの主要な目的をホームページでみると、①ヨーロッパの農業・林業・漁業・農産品（ワインやチーズ、ハム等の農産加工品）の協同組合の利益を代表して協同組合一般の発展を図る、②EU及び国際的な組織へのロビー活動によって農業の協同組合に直結する諸決定に影響を与える、③農林漁業と農産品の協同組合の利益につながる法的、経済的、財政的、社会的事項の検討・研究を進める、などがあげられていて、EUの最大規模のロビー団体です。

事務局長によればロビー活動の比重は、対欧州委員会（EUの行政執行機関）が2分の1、欧州議会が3分の1、欧州連合閣僚理事会が残りの6分の1。WTOがらみ

の問題は各国利害がやや錯綜して難しい面もあるが、農業生産の側から見て、流通チェーンの弱体化、バイイング・パワーの強まりはヨーロッパでも共通で、農民と協同組合の共通利益のための活動の意義は大きくなっているといえます。フィンランドの家具メーカーのイケアの話が出た際に、できればそことも提携できれば良いとのテソネ氏の発言がありましたが、これらに見られるように農林漁業生産者の側の協同組合セクターの経済力強化を最も強く意識している組織だとの感想を持ちました。

ただし、市場対応については必ずしも農業保護的な施策を強調するのではなく、「ビジネス・アレンジメント」が肝心とのことで、相当に「市場主義的」「競争受容的」な印象も持ちました。例えば、事務局長自身が「フィンランド東部で、20頭の搾乳牛で5人の家族を養ってきたし、牛乳の生産割当制の廃止は受け入れざるを得ない。これまでもフィンランドはスウェーデンやロシアの支配下にあっても何とかやってきたし、過疎地であっても何とかやっていけるだろう」との楽観的な見通しを示し、また「農業生産の規模によって農業政策・制度の受け止め方、与えられる利害の違いは出てくるのではないか」、との質問に対しては、「いやむしろ農民や協同組合の市場対応のあり方こそが問題で、そこでの規模は2次的な問題だ」との回答がありました。

〈ベルギーからフランス・ノルマンディーへの農村景観とEU農業〉

COPA-COGECA 訪問を午前で終え、昼食後は、ブリュッセルから高速道路で一路



写真6 車窓から見たノルマンディー地方の田園風景。地平線まで広がる農地。

フランスのノルマンディー地方のカン市を目指しました（写真6）。じつに平坦な地形が延々と続き、11月半ばでビートと牧草、麦の刈り跡のみで、建物自体もあまり見当たりません。EU日本政府代表部の提供資料によれば、EU27カ国の農用地の比率は、日本において総国土面積に対する割合の12.2%の3倍を大幅に越える43.5%で、とくに我々がバスで走ったベルギーからのノルマンディー地方にかけては8割9割が農用地ではないか、と思わせるほどの平坦農業地域です。

なお同資料によれば、対世界比ではEUは牧草地の割合が低い一方で、耕地面積の割合が高く、果樹園等の永年作物地の割合も比較的高いのが特徴であり、また畜産が重要な役割を占めている点にも留意が必要であるといえます。農産物輸出はアメリカにわずかに及ばないものの世界最大規模の農産物輸出国で、ブラジルや中国のそれぞれ2倍強、3倍強の規模（2008—10年平均）です（一方で世界最大の輸入国でもありますが）。農産物輸出（2008年）では、輸出総額は4,562億ドルだが、第1位から4位までが農産加工品だという特徴があります。第1位のワイン221億ドルから、調製食料品（ハム、ソーセージ、ベーコン等）

206億ドル、チーズ204億ドル、蒸留酒165億ドルと続き、ようやく第5位で小麦が登場し136億ドルです。農産物のブランド化を進め、加工して付加価値を高め世界に売っていくというEUの販売戦略方針はこの実績からも発しているといえます

ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉のおり、EUと提携してアメリカに対抗していくのが日本の戦術であったようですが、あの農地基盤の広大さと市場対応からして、やはりEUは日本の農業とは異質で、なかなか連携することは難しいのではないかと改めて感じた次第です。

〈ノルマンディー農業会議所とリンゴ・酪農共同経営農家訪問〉

4日目の11月15日(火)は、ノルマンディー農業会議所とリンゴ・酪農共同経営農家の訪問です。フランスの農業会議所は1920年代に創設されましたが、日本の農業会議所とはやや違い、主たる役割は技術指導と政策提言です。組織の説明などは省略し、ノルマンディー地方全体に共通農業政策はどのように機能しているかについてのみ述べておきますと、CAPの第1の柱の「農業収入支援」によってノルマンディー地方に落とされる補助金は年間5億ユーロであるのに対し、農村開発支援は1千万ユーロにとどまっているといえます。ノルマンディー地方には約2万人の農業従事者がいますが、1ha当たり300ユーロの支援があり、経営は平均50haなので、1従事者当たり平均では1.5万ユーロ(約150万円)となります(2万人の従事者で5億ユーロだと、1人当たりの計算では2.5万ユーロ

となってしまいが)。農業収入支援の内容等のヒアリングができていないので、確かなことは言えませんが、少なくともノルマンディー地方ではCAPの第1の柱の意義が圧倒的なのです。なお農村開発予算は、飼育小屋の近代化や浄化用の池などに使われ、全体の15%程度の農家に回るといいます。

お昼は花に溢れた農村レストランで素晴らしい食事をし、午後にノルマンディー地方のカン市(人口20万人で、バスノルマンディー県の県都)から50キロは離れた、まさに田園地帯にある経営規模103haの酪農とリンゴの共同経営農家(The Grand Fumichon's farm)を訪問しました。労働力は40代後半の共同経営者2名に正規の雇用者1名、非正規雇用者3名です。

主として酪農部門の経営に責任を持つフィリップ・マリー氏(写真7)から説明をうかがいました。フィリップさんの年齢は45歳で、14歳と11歳の2人の娘の父親で妻は農業に従事せず別の仕事で、農場から3キロほど離れたところにすんでいます(この辺りは、帰国後のEメールでの補足的聞き取りによる)。いっぽうリンゴ園と



写真7 しぼったリンゴ液を手に説明するフィリップさん

寄稿

リンゴ加工に責任を持つもう1人の共同経営者トマ・ペルティエ氏は47歳でこの農場の建物にすみ、3人の息子（22歳、21歳、13歳）と娘（16歳）の父親ですが、妻はやはり農業はしていません。妻が農業から離れている点はやはり日本と異なるところでしょう。

2人は14年前の1997年に共同経営をスタートさせましたが、両者とも農業者ではありませんでした。フィリップさんは2haという小さな農家の生まれだそうです。97年以前は牛乳生産と乳牛の飼養頭数を調整する組織に勤めていましたし、相棒のトマさんは種子や肥料・農薬を販売する協同組合勤務でした。両者とも農家に接する機会が多かったのですが、農業技術を習得するための特別の学校に通って、97年に銀行から融資を受けて共同経営をスタートさせました。青年農業者への就農助成1万5千ユーロを1回受けており、借入金への3%の利子助成も受けているとのこと。

103haのうち60haに牧草などの飼料、30haに小麦、残り13haにリンゴを作付けしています。農地はha当たり200ユーロ（10アールに直せば2千円）で借りています。「この借地料は高くありませんか」と尋ねたら、購入するとした場合は1ha当たり8千ユーロでとても購入できず、また相場水準小作料だ」とのことでした。

現在の収益の構成は、50%が酪農、小麦は10%、リンゴとリンゴ酒等の加工で40%です。リンゴの木は1987年に嵐で倒されたため、1988年に新たに植え直されました。樹種は定かではありませんが、3メートル



写真8 リンゴ園の様子



写真9 リンゴの樹の根元に集められた小粒のリンゴ

ほどの高さで、横に張り出す枝は折り曲げられて、全体として枝葉の張りは2メートル程度に抑制されていました。樹は列状に植えられ、各列は3メートルほどの間隔となっていて（写真8）、機械作業が容易になっています。完熟した小粒のリンゴが落ちるのを待ち、除草した樹の真下に集めて（写真9）、さらにそれを年代物の選別機にかけて選別して、さらに搾汁機にかけます。

農地だけでなく建物も借りていますが、そこに門とも家屋ともみられる建物が付属していました。これらは16世紀に造られたもので、現在もリンゴ酒の加工・貯蔵室として活用されています。製造しているのはシードル（リンゴ酒の一種でビールに近

い)、カルバドス(リンゴ酒の蒸留酒)、リンゴジュース、ジャムなどです。

このあとパリ市滞在時には、朝市見学や青年農業者団体を訪問しましたが、省略します。全体が8日間という短い日程で11月19日(土)に帰国しましたが、①自給飼料基盤を有する酪農・畜産、②農産品加工と直売に深くかかわる農家のあり方、③経営規模は大きい、やはり家族の経営体である、④とはいえ妻の立場・役割は日本とはかなり異なる、など大変に鮮烈な印象を受け稔りの多い視察でした。また、日本各地の団員の方々とも楽しい交流ができて大変充実した旅となりました。視察を準備補佐して下さった白川智一氏はじめ全国農業会議所の皆様に心より感謝申し上げます。

(注1)『全国農業新聞』2012年1月13日号の視察団報告記事参照。

(注2) WTOの農業協定では国内支持政策を、削減対象とする「黄の政策」、削減対象とし

ない「緑の政策」、当面は削減対象としない(しかし今後問題になるであろう)「青の政策」の3つに大きく区分。

(注3) 農水省農林水産政策研究所研究成果報告会(2011年7月5日)における増田敏明報告「EU共通農業政策の価格所得政策」<http://www.maff.go.jp/primaff/meeting/kaisai/pdf/110705.pdf>参照。

(注4) 本年1月31日ですが、農水省農林水産政策研究所の研究成果報告会で「地理的表示の保護制度」が報告されています(<http://www.maff.go.jp/primaff/meeting/kaisai/2012/120131.html>)。その開催案内によれば「地理的表示とは、ある商品の品質等の特徴が原産地と結びついている場合に、その原産地を特定する表示で、代表例としてパルマハム、シャンパンなどがあります。この地理的表示を保護する仕組みについては、農林水産物や食品のブランド化、輸出促進等の観点から、現在、日本への導入が検討されています。本報告では、制度導入に当たっての参考となるよう、制度が整い実績のあるEUの制度について、最近の動向や要件審査・管理手法の具体的内容を含めて整理するとともに、我が国における制度のあり方や運用に当たっての課題について検討」することです。